# レポート

# ふるさと納税はなぜ3割か? 課税状況データを基に最適な返礼品の割合を考える

金融研究部 主任研究員 高岡 和佳子 (03)3512-1851 takaoka@nli-research.co.jp

# 1---高額納税者ほどふるさと納税の利用率が高い

『返礼品が一種の還付となっており、所得が多い人ほど受けるメリットが大きい』1

ふるさと納税返礼品の経済的メリットは寄付上限が高いほど大きいため、当然、所得が多い人ほど ふるさと納税制度を利用している人の割合が高いと考えられる。市区町村の一人当たり課税対象所得 とふるさと納税利用率データを用いた分析で、課税対象所得が高い市区町村ほど、ふるさと納税利用 率が高い傾向も確認できる2。実際に総務省「令和2年度」市町村税課税状況等の調」(以下、課税状 況データ) を用いて課税所得階級別のふるさと納税利用率を推計した結果、所得が多い人ほどふるさ と納税制度を利用している様子が鮮明に分かる(図表1)。ふるさと納税利用率の推計にあたっては、 各階級の一人当たり総合課税額や所得税率を基準に算出した「ふるさと納税上限額の階級代表値(図 表1の2列目)」と、各階級の寄付控除額合計から推計した「一人当たりふるさと納税額」を参考に

【図表1】課税状況データに基づく課税所得階級別ふるさと納税利用率

				ンにエッ (かん)の ハバル ロックス (2011) (2013) (2011) (2013) (2013) (2013) (2013) (2013) (2013) (2013) (2013) (2013) (2013)									
		10万円超	100万円超	200万円超	300万円超	400万円超	550万円超	700万円超	1,000万	円超			
	ふるさと納税	100万円以下	200万円以下	300万円以下	400万円以下	550万円以下	700万円以下	1,000万円以下					
	利用率	2.5%	4.1%	7.2%	10.2%	13.8%	17.6%	19.2%	32.8%				
参考	上限額(階級代表値)	1.6万円	3.7万円	6.5万円	10.0万円	13.8万円	18.6万円	27.7万円	63.5万円				
	所得税率	195万円未満		195万円以上 330万円未満	330万円以上 695万円未満		695万円以上 900万円以上 900万円未満 1,800万円未満		1,800万円以上 4,000万円未満	4,000万円以上			
	所得税込	復興特別 所得稅込 5.105% 10.		10.210%	20.420%		23.483% 30.630%		40.840%	45.945%			

(資料)総務省「令和2年度 市町村税課税状況等の調」を参考に筆者推計



<sup>1</sup> 総務省 ふるさと納税の返礼品に関する全国知事会・全国市長会・全国町村会の意見の概要(平成29年4月1日)

<sup>2</sup> 研究員の眼「利用しているのは誰?-ふるさと納税シリーズ(5) ふるさと納税に関する現況調査結果より」(2016年11 月2日)参照

した。なお、住民税は前年の所得に応じて課税されるため、2019年(令和元年)に行われたふるさと 納税を基準とした利用率である。

# 2----ほとんどの所得階級においてふるさと納税利用率は増加している

過年度の課税状況データを用いて、同様に課税 所得階級別のふるさと納税利用率を推計した(図 表2)。ふるさと納税の上限が引き上げられ、ワ ンストップ特例制度始まった 2015 年から 2018 30% 年にかけて、すべての所得階級においてふるさと 納税利用率が順調に上昇していることが分かる。 返礼品の割合を3割以下に抑えることを厳格化 された 2019 年においても、ほとんどの所得階級 においてふるさと納税利用率は上昇している。ふ るさと納税利用率が低下したのは、課税所得が 10万円超100万円以下の所得階級のみである。 しかも、低下幅は極めて小さく、目視では低下し たかどうか判別できないくらいだ。このように、 ほぼすべての所得階級において、2019年のふる

# 【図表2】課税所得階級別ふるさと納税利用率の推移



(資料) 総務省 市町村税課税状況等の調」を参考に筆者推計

さと納税利用率が低下しなかった点において、3割という返礼品の割合は実に絶妙な水準であったと 言える。

そもそも寄付金は経済的利益の無償の供与であるため、『寄付者に対しては、お礼状と寄付事業の 報告で十分であり、本来返礼品は必要ない』3という意見がある。一方、『返礼品がなければ、制度が ここまで定着し、活用されることは無かったと思われ、また地方の特産品の PR や振興に資している 効果も無視すべきではない。』4という意見もある。過度な返礼品競争は困るが、返礼品を一律廃止し 制度がほとんど利用されないのも困るのである。

# 3──返礼品の割合はなぜ3割か?

3割という絶妙な水準はいったい、どのような考えに基づいて定められたのだろうか。

2017年に総務省自治税務局市町村税課(以下、事務局)では、ふるさと納税の返礼品に関し、課題 を洗い出し、改善策を検討している。その一環として、有識者、地方団体の実務者、全国知事会、全 国市長会、全国町村会の意見を集約しており1,3,4、返礼品の割合に言及した意見の論拠・判断基準は5 つある。1つ目は前年の全国平均値で、約4割かそれより低い3割程度に抑えるべきという考えであ

<sup>3</sup> 総務省 ふるさと納税の返礼品に関する地方団体の実務者の意見の概要(平成29年4月1日)

<sup>4</sup> 総務省 ふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見の概要(平成29年4月1日)

る。2つ目はお返しに対する社会通念で、適正と考える割合は人によって異なり2割~5割と幅があ る。3つ目はその他の費用も考慮して半分以上が自治体に残る水準で、その他の費用率次第だが、3 割~4割が適切と考えられる。4つ目は通常の寄付金控除率で、現状の所得税の限界最高税率約 46%

(図表1)と住民税率 10%を加算しても 100% を超えない水準(約44%)よりもはるかに低い 水準とすべきという考えである。5つ目は自治 体新興の為の宝くじの売り上げに対する当選 金割合で、5割弱を大幅に下回る3割以下が望 ましいという考えである。5つのすべての基準 を満たすのが3割という水準である(図表3)。

【図表3】返礼品の割合に関する判断基準 1割 2割 4割 5割 1 全国平均值 2 社会通念 3 自治体に残る水準 4 寄付金控除率 5 宝くじの当選金割合

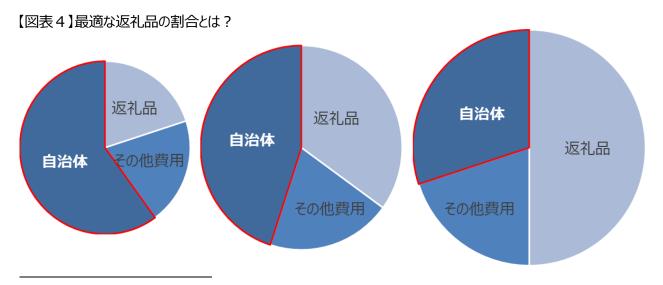
様々な観点から検討された結果ではあるが、

その観点の中に重要であると思われる納税者がふるさと納税をするかしないかの判断(以下、納税者 の意思)は何故か含まれていない。返礼品が制度の普及に大きく影響し、返礼品の割合によっては寄 付者が減少するかもしれないのに、納税者の意思は勘案されていない。それにもかかわらず、ふるさ と納税利用率が低下しない絶妙な水準であったのなら奇跡ではないだろうか。それとも、有識者など から意見は出なかったが決して奇跡ではなく、事務局が内々に納税者の意思も勘案した結果なのだろ うか。

# -課税状況データを基に最適な返礼品の割合を考える

#### 1|自治体に残る金額を基準に最適と判断する

ここでは、納税者の意思を基準に最適な返礼品の割合を考えてみる。返礼品の割合が増えるほど、 ふるさと納税をする人が増えて、ふるさと納税総額(パイ)は大きくなると考えられるが、自治体に 残る割合が減っていく(図表4)。返礼品の割合の最適性はパイの大きさではなく、自治体に残る金



<sup>5</sup> 総務省 宝くじの現状と課題について(平成30年10月4日)によると、46.9%である。

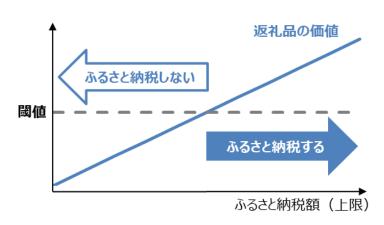
額の大きさ(パイの大きさ×自治体に残る割合、図表4の赤囲み部分の面積)で評価することとする。 ふるさと納税制度の本来の趣旨は返礼品を通じた寄付者への税還付ではく、ふるさとに対し金銭面で 貢献又は応援することだからである。

# 2 | 経済合理的な納税者を前提に、返礼品の割合とパイの大きさの関係を考える

その他費用の割合は2割(固定)と仮定すれば、返礼品の割合に対して自治体に残る割合は一意に 決まる。このため、返礼品の割合の水準に対応するパイの大きさが分かれば、最適な返礼品の割合を 導き出すことが可能になる。そこで、返礼品の割合とパイの関係は、経済合理的な納税者、つまり上 限額までふるさと納税した場合に得られる返礼品の経済的価値が特定の金額(万円:以下、閾値)を

超過するか否かでふるさと納税をする かしないか判断する納税者を前提に考 える。要は、返礼品の経済的価値が閾値 以下の場合、ふるさと納税をしないとい う簡単なモデルである(図表5)。閾値 さえ決まれば、ふるさと納税をするかし ないかが決まり、課税状況データを参考 に、パイの大きさを推計することができ る。パイの大きさの推定において、重要 な役割を果たす閾値は、冒頭の課税状況 データから導かれる所得階級別ふるさ と納税利用率を参考に設定する。

【図表 5 】ふるさと納税をするか否かの判断(イメージ)

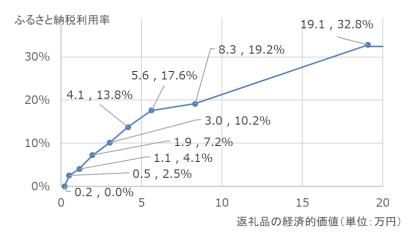


### 3 納税者による閾値の相違を考慮する場合

当然、閾値は納税者によって異なると考えられるので、ふるさと納税上限額の階級代表値に3割を 乗じた返礼品の経済的価値と、ふるさと納税利用率(図表1参照)をプロットし、直線補間したグラ フ(図表6)用いて、寄付者の閾値分布を見積もる。閾値が 0.5 以下(5,000 円以下)の人が全体の

2.5%を占め、閾値が 0.5~1.1 (5,000 円超 11,000 円以下) の人が全体の 1.6% (4.1%-2.5%) を占めるといっ た具合である。なお、ふるさと納税 の自己負担額が2,000円なので、閾 値が 2,000 円以下の人はいないこと とした(図表6の最左下のプロット を追加)。また、所得階級の最上位 においても32.8%であることから、 ふるさと納税利用率の上限は32.8% (閾値が 19.1 万円を超えてもふる

【図表6】返礼品の経済的価値とふるさと納税利用率の関係



さと納税をしない人の閾値は無限大で、ふるさと納税上限額や返礼品の割合が上がってもふるさと納 税はしない)こととした。

この場合、返礼品の割合が 低下すると、返礼品の経済的 価値も低下するので、すべて の所得階級のふるさと納税 利用率は図表6の関係に準 じて低下し、パイの大きさが 小さくなる。返礼品の割合の 低下に従って自治体に残る 割合が増えるが、自治体に残 る金額は小さくなる(図表 7)。返礼品の割合が上昇す るとパイが大きくなるが、自 治体に残る金額は減少する。

# 【図表7】返礼品の割合別、自治体に残る金額(閾値の相違考慮)

返礼	品の割合	5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%
課稅	所得階級別、ふるさと納税利用率							
	10万円超100万円 以下	0.0%	0.0%	0.4%	1.1%	1.8%	2.5%	2.7%
	100万円 " 200万円 "	0.0%	1.6%	2.7%	3.2%	3.6%	4.1%	4.8%
	200万円 # 300万円 #	1.1%	2.9%	3.7%	4.7%	6.0%	7.2%	8.1%
	300万円 " 400万円 "	2.6%	3.8%	5.6%	7.4%	8.8%	10.2%	11.8%
	400万円 " 550万円 "	3.0%	5.1%	7.6%	9.5%	11.6%	13.8%	15.6%
	550万円 " 700万円 "	3.6%	6.9%	9.6%	12.4%	15.1%	17.6%	18.1%
	700万円 // 1000万円 //	5.1%	9.5%	13.8%	17.5%	18.4%	19.2%	20.9%
	1000万円 "	10.7%	18.1%	20.7%	24.7%	28.8%	32.8%	32.8%
パイの	の大きさ (30%を1に基準化)	0.25	0.46	0.60	0.74	0.87	1.00	1.06
自治	体に残る金額の大きさ (同上)	0.38	0.65	0.78	0.89	0.96	1.00	0.96

(資料)総務省「令和2年度 市町村税課税状況等の調」を参考に筆者推計

つまり、最適な返礼品の割合は3割という結論になる。もちろん、返礼品の割合が上昇しても自治体 に残る金額が減少するのは、ふるさと納税利用率の上限は 32.8%という仮定の影響が大きい。返礼品 の割合が増えても、所得階級の最上位のふるさと納税利用率はこれ以上上昇しないからである。しか し、通常の寄付金控除率や自治体新興の為の宝くじの売り上げに対する当選金割合の観点から、3割 以上は好ましくないのだから、最適な返礼品の割合は3割という結論に変わりない。

### 4 | 寄付者の閾値は低く、閾値は変わらないと考える場合

既に気が付いているかもしれないが、「返礼品の割合が低下すると、すべての所得階級のふるさと納 税利用率が低下する」という仮定は、返礼品の割合を3割以下に抑えることを厳格化された2019年に おいても、ほとんどの所得階級においてふるさと納税利用率は上昇していたという現実に即していな い。これについては、ふるさと納税の利用率が上昇しつつあるので、返礼品の割合低下を理由にふる さと納税をやめた人もいるが、それ以上にふるさと納税制度を新たに始めた人の方が多かった可能性 もある。いずれにせよ、ふるさと納税の利用率が上昇しつつある現段階においては、制度の認知度や 理解度の影響が大きいので、課税所得階級別ふるさと納税利用率を過度に信頼すべきではないし、「ふ るさと納税利用率の上限は32.8%」という仮定の信ぴょう性も乏しいかもしれない。

そこで、既にふるさと納税を利用している人の閾値は相対的に低く、寄付者の閾値に大きな差は無 いことを前提に考える。ふるさと納税を既に利用している人の閾値は、2018年から2019年にかけて ふるさと納税寄付率が変化しなかった所得階級 (課税所得が 10 万円超 100 万円以下) が受け取る返礼 品の経済価値である 5,000 円相当と仮定する。

この場合、返礼品の価値が 5,000 円相当を下回らない限りふるさと納税をやめない。このため、返 礼品の割合が低下しても、ほとんどの所得階級においてふるさと納税利用率は低下せず、パイの縮小

【図表8】返礼品の割合別、自治体に残る金額(ふるさと納税既利用者の閾値に差がない場合)

### <閾値が 5,000 円相当の場合>

<閾値が 11,000 円相当の場合>

返礼	品の割合	5%	10%	15%	20%	25%	30%	返礼	返礼品の割合		20%	25%	30%
課稅	所得階級別、ふるさと納税利用率							課税	所得階級別、ふるさと納税利用率				
	10万円超100万円 以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%		10万円超100万円 以下	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%
	100万円 "200万円 "	0.0%	0.0%	4.1%	4.1%	4.1%	4.1%		100万円 "200万円 "	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%
	200万円 " 300万円 "		7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%		200万円 # 300万円 #	0.0%	7.2%	7.2%	7.2%
	300万円 " 400万円 "	10.2%	10.2%	10.2%	10.2%	10.2%	10.2%		300万円 " 400万円 "	10.2%	10.2%	10.2%	10.2%
	400万円 " 550万円 "	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%		400万円 " 550万円 "	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%
	550万円 " 700万円 "	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%		550万円 " 700万円 "	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%
	700万円 " 1000万円 "	19.2%	19.2%	19.2%	19.2%	19.2%	19.2%		700万円 " 1000万円 "	19.2%	19.2%	19.2%	19.2%
	1000万円 "	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%		1000万円 "	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%
パイの	パイの大きさ (30%を1に基準化)		0.94	0.98	0.98	0.98	1.00	パイの	か大きさ (30%を1に基準化)	0.85	0.94	0.94	1.00
自治体に残る金額の大きさ (同上)		1.28	1.31	1.28	1.18	1.08	1.00	自治	体に残る金額の大きさ (同上)	1.11	1.12	1.03	1.00

(資料)総務省「令和2年度 市町村税課税状況等の調」を参考に筆者推計

も限定的である。自治体に残る割合の増加に伴い、自治体に残る金額が増加し、返礼品の割合が1割 で最大となる(図表8左)。つまり、最適な返礼品の割合は1割という結論に至る。ふるさと納税を既 に利用している人の閾値が 5,000 円相当というのは低すぎるのかもしれないが、やめる閾値が 11,000 円相当(課税所得が100万円超200万円以下の人が受け取る返礼品の経済価値)でも、最適な返礼品 の割合は2割となる(図表8右)。やめる場合の閾値の設定によって最適水準は異なるが、返礼品の 割合を引き下げた方が、自治体に残る金額が増えるという結論に変わりはない。

### 5 返礼品の割合引き下げると不平等も解消

ふるさと納税制度をより有効に活用するという点では、返礼品の割合の引き下げも検討に値する。 2割に引き下げる場合、図表8の結果が正しければ、パイの大きさは小さくなってもふるさと納税総 額の減少は限定的で、自治体に残る金額は増えると考えられる。万が一、図表7の結果が正しいとし ても、パイは 26%縮小するが自治体に残る金額の減少率は 11%程度 (ふるさと納税の減少額が) にと どまる。更に、2020年のふるさと納税の状況を鑑みると、現実的には自治体に残る金額が11%も減 少しない可能性が高い。 寄付者数が 2019 年に比べ増加し、かつ 2020 年の一人当たり寄付金額は 10.7 万円で、2018年と2019年の一人当たり寄付金額は11.6万円と比べ1万円以上低いので、中間層の ふるさと納税利用率が上昇したと考えられる。未公表の 2020 年の寄付に対応する課税状況データを 用いて図表6を描くと、左端の立ち上がりの傾斜が急で右に行くに従って傾斜が緩くなるはずだ。傾 斜が緩いと言うことは、返礼品の割合が低下しても、ふるさと納税利用率はさほど低下しないと言う ことだ。つまり、高額所得者層の大部分は、返礼品のへ割合が低下してもふるさと納税を続けると考 えられる。パイの縮小を17%程度に抑えられれば、自治体に残る金額は減少しない。

返礼品の割合を下げると、実質的に、利用者は高額納税者に限られるのだから、公平性が失われる と考えるかもしれない。しかし、現状においても既に公平性はない。返礼品が一種の還付となってお り、所得が多い人ほど受けるメリットが大きいのは周知の事実である。そして、ふるさと納税返礼品

りは緩和する効果が期待できる(図 表 9)。

2017年に事務局によって集約され た意見の中には、実質的に高額所得 者への優遇制度となっていることに 対する懸念も多く、『現行の住民税所 得割額の2 割という上限設定(定 率) に加え、控除可能な寄附額の上限 金額(定額)を設定することも考えら れる』4や『高額所得者に対する返礼 については一定の規制をすべき』1と いった意見もあがっている。控除可

の割合の低下は、不公平性を現状よ 【図表9】返礼品の割合別 ふるさと納税による恩恵の差

	返礼	品の割合		10%	20%	30%			
課税所得階級別、返礼品の経済的価値-自己負担(2,000円)									
		10万円超100万円 以下	<b>(</b> 1)	0.0	0.1	0.3			
		100万円 " 200万円 "		0.2	0.5	0.9			
		200万円 " 300万円 "		0.4	1.1	1.7			
		300万円 " 400万円 "		0.8	1.8	2.8			
		400万円 " 550万円 "		1.2	2.6	3.9			
		550万円 " 700万円 "		1.7	3.5	5.4			
		700万円 // 1000万円 //		2.6	5.3	8.1			
		1000万円 "	(②)	6.2	12.5	18.9			
	制度	による恩恵の差	(2-1)	6.2	12.4	18.6			

(資料)総務省「令和2年度 市町村税課税状況等の調」を参考に筆者推計

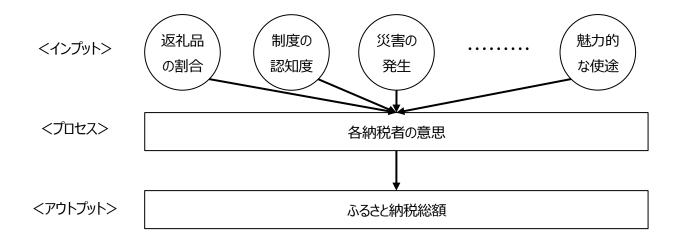
能な寄付額に定額上限を設定すれば、ふるさと納税総額が大幅に減少することは明らかで、現時点で は定額上限は設定されていない。また、返礼品は一時所得として課税対象となるが、課税対象者は極 一部に限定される。一時所得の特別控除が50万円なので、寄付額に換算して170万円相当、課税所 得に換算すれば 4,000 万円相当の納税者に限られる6。このように「高額所得者の優遇」に関しては、 抜本的な改善には至っていない。返礼品の割合を2割程度に引き下げるという案は、自治体に残る金 額の減少を抑えつつ、「高額所得者の優遇」という課題も緩和できる妙案ではないだろうか。

#### **6**----まとめ

ふるさと納税総額の増減した理由を解釈する際、返礼品の割合や制度の認知度向上に資する広宣活 動(報道を含む)、甚大な災害の発生等の影響を引き合いに出すことが多い。しかし、これらの要素 は納税者がふるさと納税をするかしないかという判断の際の検討材料に過ぎない。最終的には、納税 者がふるさと納税をするかしないかを判断し、その結果がふるさと納税総額である(図表 10)。返礼 品の割合を決定する上で、幅広い観点から検討されてはいるが、納税者の意思決定プロセスが考慮さ れていない可能性がある。ふるさと納税に対する認知度や理解度の向上に伴いふるさと納税利用率が 定常的に上昇している現在においては、限られたデータから納税者の意思決定プロセスを解明し、最 適な返礼品割合を言及することに限界がある。しかし、遅かれ早かれふるさと納税も、利用率の上昇 が止まり、飽和状態に達するはずだ。飽和状態に達した場合や、飽和状態に至らなくても制度の目的 に照らして、ふるさと納税の寄付総額が十分な規模に到達した場合、返礼品の割合の引き下げを検討 すべきだろう。さらに言えばそのような状態になるまで待たずに、まずは、ふるさと納税利用者に対 するアンケートを実施する、実験的に返礼品の割合を引き下げる等の方策により、納税者の意思決定 プロセスの把握に努め、より効果的な制度へ変更することが重要だと筆者は考える。

<sup>6</sup> 一時所得がふるさと納税の返礼品のみの場合

# 【図表 10】ふるさと納税総額の決定プロセス(イメージ)



<sup>(</sup>お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目 的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。